

7月は「差別をなくす強調月間」です

# ともに支えあう社会をめざして

## 「差別をなくす強調月間」って？

昭和44(1969)年7月に同和対策事業特別措置法が制定されたことから、県では毎年7月を「差別をなくす強調月間」とし、関係団体等と連携して人権尊重意識の浸透や人権問題の解決に取り組んでいます。この機会にさまざまな人権問題について考え、「誰もがかけがえのない存在として尊重される社会」をめざしましょう。

※強調月間中の、県・市町村・関係団体の行事は下記HPに掲載。



## 令和元(2019)年度 「人権啓発ポスター・標語」優秀作品の展示

### 【県庁屋上ギャラリー(奈良市)】

7月1日(月)～5日(金)8時30分～17時15分  
(初日は12時から、最終日は15時まで)

### 【県立図書情報館エントランスホール(奈良市)】

7月2日(火)～15日(祝)

### 【県産業会館県政情報サロン(大和高田市)】

7月12日(金)～22日(月)8時30分～17時15分  
(初日は12時から、最終日は15時まで)

※県庁屋上ギャラリー、県産業会館県政情報サロンはコピーの展示

## 差別をなくす 市町村民集会

県内市町村でも、「差別をなくす市町村民集会」など、人権啓発行事が行われています。詳しくは、お住まいの市町村人権啓発担当課へ。



## 「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が公布・施行されました

この条例は、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展により部落差別に関する状況が変化する中で、部落差別のない社会を実現することを目的に今年3月に制定されました。すべての人に優しい社会になるよう、自分の中に差別意識がないか見つめ直しましょう。

### 人権パートナー養成講座 受講者募集

7月～2月のうち10日間(原則1日2講座)、さまざまな人権課題について、「気づき、解決に向けて行動するためのポイント」を学ぶ講座が始まります。(無料)  
詳しくは (一財)奈良人権部落解放研究所  
☎0742-62-5179 FAX0742-62-8609

### 奈良県人権施策課相談窓口

人権問題に関する  
さまざまな相談を受け付けています。

**0742-  
27-8726**

平日8時30分～17時15分  
(祝日・年末年始を除く)



□県人権施策課 ☎0742-27-8719 FAX0742-27-8721 □[www.pref.nara.jp/1657.htm](http://www.pref.nara.jp/1657.htm)

# 知っていますか？ 「奈良県おもいやり駐車場制度」

障害や高齢・難病等で歩行が困難な方、  
けが人や妊産婦で一時的に移動に配慮が必要な方が利用できる駐車場です。  
駐車スペースには以下のマークを表示しています。

## 奈良県おもいやり駐車場

### ゆずりあい駐車区画



歩行が困難な方のための駐車場です。  
利用する場合は、「奈良県おもいやり駐車場利用証(車いす優先駐車区画又はゆずりあい駐車区画)」を車内に掲示してください。

奈良県

## 奈良県おもいやり駐車場

### 車いす優先駐車区画



歩行が困難で車いすを使用されている方のための駐車場です。  
利用する場合は、「奈良県おもいやり駐車場利用証(車いす優先駐車区画)」を車内に掲示してください。

奈良県

大切なのは一人ひとりの  
“おもいやりの心”です。  
皆さんのご理解とご協力を  
お願いします。

### 協力施設を募集しています！

県では、おもいやり駐車場の区画を登録いただける施設を募集しています。標示に必要な物品は県から提供します。申込方法等詳しくは下記へ。



車内のルームミラーに  
かけてご利用ください

### 利用証の交付を希望される方へ

利用証は、県庁本庁舎・県福祉事務所での窓口申請のほか、郵送でも受け付けています。公共施設や商業施設など、県で登録している施設で利用できます。詳しくは下記へ。



# 台風シーズンに備えて 迅速な避難で、大切な命を守りましょう!!

今年より、警戒レベルを用いた避難情報が発令されます。  
市町村等からの防災情報で、早めに避難を開始しましょう。

## ！自宅や学校・職場には、どのような危険があるのか確認しましょう。

- お住まいの市町村が作成しているハザードマップ等を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、自宅や学校・職場等のよく立ち入る場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- お住まいの市町村が指定している避難場所<sup>※1</sup>を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。

<sup>※1</sup>: 災害種別ごとに異なりますので、ご注意ください。

## ！行政機関から提供される防災情報について確認しましょう。

- お住まいの市町村から発令される避難情報等や、国・都道府県から提供される防災気象情報には、以下のものがあります<sup>※2</sup>。

<sup>※2</sup>: 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。

警戒レベル	避難情報等	避難行動等	防災気象情報 【警戒レベル相当情報】
高 警戒レベル5	<b>災害発生情報<sup>※3</sup></b> 【市町村が発令】	既に災害が発生しています。命を守るために最善の行動をとりましょう。	<b>【警戒レベル5相当情報】</b> <b>大雨特別警報 など</b>
警戒レベル4 <b>全員避難</b>	<b>避難指示(緊急) 避難勧告</b> 【市町村が発令】	速やかに避難先へ避難しましょう。 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近隣の安全な場所や、建物内により安全な部屋へ避難をしましょう。	<b>【警戒レベル4相当情報】</b> <b>土砂災害警戒情報 など</b>
警戒レベル3 <b>高齢者等は避難</b>	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b> 【市町村が発令】	避難に時間をする人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。他の人は避難の準備を整えましょう。	<b>【警戒レベル3相当情報】</b> <b>洪水警報 など</b>
警戒レベル2	<b>大雨注意報等</b> 【気象庁が発表】	避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認しましょう。	
低 警戒レベル1	<b>早期注意情報</b> 【気象庁が発表】	災害への心構えを高めましょう。	

<sup>※3</sup>: 災害発生情報は、災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令するものであり、必ず発令されるものではないことに留意してください。

<sup>※4</sup>: 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意してください。

気象庁ホームページ [www.jma.go.jp](http://www.jma.go.jp)

警報・注意報、台風情報、解析雨量など、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。

奈良県ホームページ [www.pref.nara.jp/1624.htm](http://www.pref.nara.jp/1624.htm)

奈良県の防災情報を掲載しています。

□県防災統括室 ☎0742-27-8425 FAX0742-23-9244